



実践研究 資料



スケジュール・抄録／資料

13:00～16:00

S0601 講義室

【実践研究1】 13:00～14:00 34

地域包括支援センターにおける総合相談業務の対応についての考察
～地域包括支援センターの社会福祉士に求められる行動指針～

【実践研究2】 14:00～15:00 36

援助関係における喪失体験を「書く」心の錘を整理するパラレルチャート

【実践研究3】 15:00～16:00 38

地域に求められる専門職団体の役割を考える
～第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえてはあとなあ東京の取り組み～

S0605 講義室

【実践研究4】 13:00～14:00 40

令和6年能登半島地震支援の実践報告（その1）被災地の福祉ニーズについての一考察

【実践研究5】 14:00～15:00 42

令和6年能登半島地震支援の実践報告（その2）被災地の福祉ニーズについての一考察

【実践研究6】 15:00～16:00 44

刑事司法ソーシャルワーク活動の変遷 弁護士会との連携10年

S0701 講義室

【実践研究7】 13:00～14:00 46

グループスーパービジョンの展開と可能性
～グループスーパービジョンの実践を踏まえて～

地域包括支援センターにおける総合相談業務の対応についての考察

～地域包括支援センターの社会福祉士に求められる行動指針～

東部高齢者はつらつセンター 奥村順太 (63147)

I. 研究背景

地域包括支援センターは包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである。役割・期待は大きく、研鑽を積み続ける必要があると思う。私は勤務して7年目となるが、昨年2人の職員が入職し、OJTについて悩み、考える契機となった。本研究をする事で、またフィードバックを受ける事で、自身の実践力を上げ、成長に繋がれば良いと考えている。実践の結果・考察から、地域包括支援センターの中堅職員に求められる総合相談の対応について原則化する事とし、今後、自身が支援を行う上での行動指針とする事とした。

II. 研究方法

相談助言のスキルに関して、田中・工藤¹⁾はそのスキルの差を相談者や第三者が正当に評価することは少ないと述べている。自身の相談助言(総合相談)を考察する事とした。対象期間は2023年4月～2024年3月である。

III. 倫理的配慮

事例の使用にあたって、公益社団法人日本社会福祉士会の事例を取り扱う際のガイドラインに基づき、十分な秘密保持の配慮を行った。

IV. 結果

令和5年度の自身が対応した総合相談件数は415件であった。実人数は147人である。(前年度からの継続27件。センター総数2712件)

<相談方法>

表1

電話	来所	訪問	書面	その他	計
290	57	64	1	3	415

<相談者内訳>

表2

本人	55	友人・知人	17	医療機関	31
家族(同居)	55	民生委員	21	介護関係者	31
家族(別居)	89	地域関係機関	23	ケアマネジャー	45
近隣者	5	行政	42	その他	1

<相談内容内訳>

注) 複数カウント有り

表3

介護サービス	150	家族問題	29	病状	97
成年後見制度	2	近隣問題	13	虐待	15
CMからの相談	6	安否確認	11	認知・精神	91
生活・年金	85	情報提供	136	計	635

<つなぎ先>

表4

ケアマネジャー	19	介護事業所	30	行政	3
一般介護予防事業	6	医療機関	2	関係機関	8

V. 考察

◎本人・家族からの相談件数は199件であったが、121件は問題の理解を深めるため、来所か訪問とした。自身は早口であり、威圧的と捉えられがちのため、電話ではトーンを少し上げ、丁寧、ゆっくりと話すことを心がけている。

◎相談者の約半数が本人・家族以外の相談である。地域包括ケアシステムの中核機関として機能するために、多職種協働のスキルが求められる。そのためには倫理綱領²⁾にあるように多様性を尊重すること、最良の実践を行うことが大切であり、バイステック³⁾が述べているように統制された情緒的関与、非審判的態度を意識、ファシリテート力が求められる。

◎相談内容は多岐に渡り、複合的な内容も多い。アセスメントを深め、主訴を整理し、状況の解決を図る必要がある。事例を挙げる。

A氏は脳手術の不安から、「手術を受けず、施設で介護を受ける方法もありますよね」と葛藤されていた。単に施設を紹介するのではなく、気持ちに寄り添い、意思決定を支援した。

B氏は糖尿病があり、医師より油物は控えるようにと言われていたが、「健康になりたいが、好きな物を食べたい」との本音を訴えた。夫が主に買い物、調理をしている。相談員としては健康になって欲しいとの思いから、宅配弁当の利用を勧めたが、夫より本人・家族の頑張りも認めて欲しいとお叱りを受けた。価値観の押し付け、価値観の押し付け、家族の食文化の配慮不足を反省した。正しい事、正論は人を傷つけることもある。

基礎研修テキスト（公益社団法人日本社会福祉士会）4）は、「クライアントと信頼関係を構築し、その人の成育歴・生活歴を伺うことを通して、クライアントの言動や行動の背景には何が隠れており、それがどのように言動・行動に影響を与えているのか、言動・行動の本当の意味を解き明かすことが大切である」と述べている。クライアントの想いを聴き、ニーズを整理し、意思決定を支援していかないといけない。

①つなぎ先は地域のあらゆる資源が望ましい。
②ラップ5）は「地域は資源のオアシスである」と述べている。画一的なサービス提供ではなく、個人と地域、両方のストレンクスを知り、マッチングさせるのが望ましい。資源が無いからと言って諦めてはならない。インフォーマルへのつながりが少ない事を反省する

◎組織力を高め、最良の実践を行う責務がある。同僚および他の専門職などに敬意を払い、独りよがりの支援をしてはいけない。

◎あきる野市地域保健福祉計画6）によれば地域包括支援センターの認知度は35%である。地域に頼られる組織になるために予防、住民の主体的参加による地域づくりに力を入れる。予防プランに追われてはいけない。

◎「困難事例・多問題家族」を支援が出来ない事の言い訳にしない。支援できる方法を考え、

関係機関とネットワークを組む必要がある。

◎メゾ（組織）、マクロ（地域）レベルでも考察できるようにスキルを高め、組織全体での考察へと研究を発展させる必要がある。

VI. 結論

実践結果と考察を踏まえ、総合相談業務における自身の今後の行動指針を以下とした。

- 1) 援助関係を構築する。
- 2) 問題を深く理解するためにも、来所か訪問の相談を心がける。
- 3) 地域のあらゆる相談に応じる。
- 4) 多職種協働のスキルを磨く。
- 5) 言動・行動の本当の意味を解き明かす。
- 6) クライアントをエンパワメントし、環境を変えたいという動機づけを高め、個人と環境の調整を図る。
- 7) クライアントのワーカビリティ、セルフケア能力を向上させる
- 8) 相談は「なぜ、何を、どこで、いつ、誰と、どのようにしたいですか？」と聴く
- 9) 既存のサービスに当てはめず、あらゆる資源につなげる。創出する。
- 10) 同僚および他の専門職などに敬意を払う。
- 11) 予防、住民の主体的参加による地域づくりに力を入れる。
- 12) 困難事例や多問題家族という用語は用いず、実践力を上げる。ネットワークを構築する。

引用文献：

- 1) 田中裕子・工藤禎子. 2021. 北海道医療大学看護福祉学部紀要, 地域包括支援センターの保健師の人材育成に関する研究・報告の動向、2) 社会福祉士の倫理綱領、3) F.P. バイステック. 2006. 尾崎新・福田俊子・原田和幸訳ケースワークの原則. 誠信書房、4) 日本社会福祉士会、基礎研修テキスト上巻、5) チャールズ・A. ラップ. 2008年. 「ストレンクスモデル 精神障害者のためのケースマネジメント. 金剛出版、6) あきる野市地域保健福祉計画. R 2～R 6

援助関係における喪失体験を「書く」

心の錘を整理するパラレルチャート

福まね代表 齋藤弘昭(10930)

キーワード ; 成年後見 ナラティブコンサルテーション パラレルチャート T E M

1. 研究目的

パラレルチャートは、ナラティブ・メディスンの提唱者リタ・シャロンが医学生教育のために開発した。医師や看護師がカルテに書くことは別に医療者自身の患者に対する連想や感情を記述し、それを信頼できるグループで共有することで、自らの実践を省察し、医療専門職として生まれる挫折や悲嘆などの感情に対処できることが期待される実践だ。こうした実践は、医療現場だけでなく、ソーシャルワーカー、特にクライアントとの別れを体験することが多い成年後見人にも適応できないかと考えた。

特に、成年後見人の実践は、援助者としての視点のみならず、家族代わりの関わりが求められることもあり、専門的役割と個人的な感情が交錯することがある。こうした感情の整理のためにも「書く」ことの効果についてまとめてみたい。

2. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉士会の倫理綱領及び行動規範を遵守して実施した。

3. 研究方法

パラレルチャートの方法は多様であり、著者はこれまで、クライアントとの物語を多面的に書くことを中心に①ソーシャルワーカーの語りを別のソーシャルワーカーが読み込み、もう一つの物語としてリライトする(他者の物語を自分なりに消化し、自分の物語を上書きする)方法や、援助実践で生まれる葛藤やゆらぎ、喪失体験を「書き」、それを、信頼できる仲間の中で「読む」ことなどを行ってきた。信頼できる仲間の中で、書いたものを「読む」ことや、自分の語りを別の「物語」にする

ことで、援助実践で生まれる感情を整理できるという重要な意味があるが、それなりの時間と場所、そして、準備が必要となる。

今回は、個人が複眼的にパラレルチャートを「書く」実践方法を提案する。

手順1) 援助関係で生じる喪失体験をストーリーとしてまとめ、物語の分岐点を見つける。分岐点を見つける際に、T E M(複線経路等至性モデル)の理論を援用した。サトウによると、「分岐点とは、ある経験において、実現可能な複数の経路が用意されている、もしくは、発生する状態のこと」だと述べている。手順2) 分岐点において、道を選択した二者の物語を「書く」。

ここでは、成年後見人と成年被後見人の物語になることが多い。一方、第三者の物語が重要な場合には、それを書いても良いことにする。

手順3) 複数の分岐点を繋げて、一つの物語にする。

A(成年後見人)B(成年被後見人)とした場合、なからずしも、A B A B A B と進むわけではない。物語によっては、A B B A A A B と、時間軸の中で、重要な分岐点のストーリーを取り上げることが重要であり、自らの情動の変化を大切にする。

手順4) ストーリーに音楽や映像をつける。パワーポイントやキーノートなどにストーリーを貼り付け、B G M をつけることや相応しい写真や映像をつける。

これは、おまけだが、ストーリーに対する自らのイメージを明確に表現するために必要な場合もある。

手順5) 信頼できる仲間に見せる。あるいは、ワークショップで紹介する。

4. 結果

記載例として、末期がんの被補助人とのパラレルチャートの一部(開始時)を紹介する

被補助人の語り)僕は 東京で生まれ、下町で育った。18になると戦争が始まった。僕は 戦地

には行かなかった。終戦後、何もやる気が起きなかった。戦友の家に居候になった。そして、戦友の妹と結婚をした。日本が高度成長に向かい、僕は繊維関係の会社を紹介され、そこで働いた。仕事は楽しかった。そのうち、一人娘が生まれた。その子は僕になつき、3人でいろいろなところに出かけた。次の子は生まれなかった。子どもが学校に行かなくなった。妻との関係もギクシヤクした。近くの教会に通い祈った。教会の立ち上げにも参加した。僕が八十を超えた頃、妻が先に逝ってしまった。子どもと僕が残された。彼女は、家に閉じ籠り、外出することも少なくなった。二人の生活はそれなりに楽しかった。ある日、末期のガンが見つかった。僕が死んだ後、娘のことが心配だ。あの子を残して死にたくはないと思うようになった。病院に献体の手続きをした。社会福祉協議会の人が見人を探してくれることになった。

補助人の語り) * *さんと社協で会った。家までゆっくり歩いた。* *さんは、家に入る前に、玄関横の郵便受けにある小さな蓋を何度もパタパタさせた。パタパタパタ。少し休んで、また、パタパタパタ。部屋の中では、娘がじっとその音を聞いている。父親が帰ってきたという音である。娘はもう、10年近く外に出ていない。家にヘルパーが来るようになり、ドンドンと扉を叩く音と区別するための合図である。この作業を* *さんは楽しんでいった。そして、静かに扉を開けて、僕を部屋に導いてくれた。僕は、一人娘のことは聞いていた。でも、僕からは何も聞かない。その日は、僕ができること、そして、どんなことをしてほしいか聞いた。彼は、死ぬ前に娘に何かを残したいと言った。

5、考察

「書く」ことは、経験してきたことを再体験することである。「書く」ことで、対象者の理解が深まるという効果と、援助システムの中のソーシャルワーカーの位置付けや意味づけを確認することができる。クライアントの語りは、ワーカーが感じたクラ

イアント像である。その内容が正確かどうかより、どのようにクライアントを理解してきたのかをイメージとして浮かび上がらせる。また、ワーカーの語りは、クライアント＝ワーカーシステムに関係のないように見えることでも、深いところで繋がっていることがある。書くことは、対人援助の「自己覚知」や「自己省察」の機能を持つと考えられる。対人援助には、「正しい」答えはない。しかし、クライアントの大きすぎる問題をワーカーが抱え、それを保持することに耐えきれなくなっているワーカーの思いに何らかの意味を与えることはできる。また、援助関係を「書く」ことで、関係が終わるわけではない。「書き」それを「書き直す」作業、また、数年前の平行チャートを振り返り「書き直す」作業も大きな意味を持つ。ストーリーは、固定しているわけではない。ワーカーの心情の変化や環境の変化によってストーリーが変わる。それは、ワーカーが変わったのではなく、関係の意味づけが変わったのだ。安達は、対人支援者が、闘病や看取り・死別を書くのは、「文章の登場人物の一人になってそこに「私」が置かれたとき、そこには臨床空間に無数に存在する一人称の影が重なっている」と言っている。物語を「書く」時、私は、彼になり彼女になり、時には父親になり母親になり、また、子供にもなる。書くことで、彼と私の物語は、私の人生の一部となり、私の心に刻まれる。

6、終わりに

平行チャートは、一人のソーシャルワーカーの実践を再体験することであり、感情の整理として大きな意味がある。そして、それを安心できる空間と信頼できる仲間と共有することができれば、さらに大きな力となる。

参考文献

安達映子 2019年「サポーターズ・ライティング・プロジェクト」家族療法研究VOL36 NO1
安田・滑田・福田・サトウ編 2015年「TEA理論編」新曜社

地域に求められる専門職団体の役割を考える

～第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて

ばあとなあ東京の取り組み～

岡田由季子（23215・東京社会福祉士会）○村上恵美子（13939・東京社会福祉士会）、
東京社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ東京相談担当者会議
東京社会福祉士会権利擁護センター運営会議

1. 研究目的

2022年4月、第二期成年後見制度利用促進基本計画が示され、意思決定支援における本人や本人を取り巻くチームとのかかわり、地域連携ネットワーク構築における実践など、本来社会福祉士が専門とする分野が重点項目として基本計画の中にもりこまれた。このことにより、社会福祉士専門職後見人の団体である権利擁護センターばあとなあ東京および地域におけるばあとなあ東京会員の担う役割や期待が大きくなったと考えている。ばあとなあ東京では地域のニーズに応じた、より本人視点に立った権利擁護支援の実践にむけ、2023年7月からの組織改正においてブロック単位の受任調整に取り組んできたところである。地域での受任調整及び会員相談マネジメントを開始してからの1年間を振り返り、組織内外の視点から今後のばあとなあ東京の方向性について明らかにする。

2. 研究方法

ばあとなあ東京の一組織である相談担当者会議にて、2023年度の各ブロックの受任調整及び会員相談に関する現状把握と課題分析を行った。相談担当者会議内での月ごとの報告実績をデータ化し、数値や実践方法に関する検討内容もデータに反映させた。データ収集は受任調整開始と同時期の2023年に稼働を開始した、ばあとなあ東京WEBシステムを活用し、図表を作成して可視化した。

3. 倫理的配慮

今回の報告に関し、公益社団法人日本社会福祉士会のガイドラインに基づき、個人や地域が特定できないよう配慮し、公益社団法人東京社会福祉士会の承諾を得た。

4. 結果

（1）候補者紹介件数の増加

データは2023年7月からばあとなあ東京WEBシステムを利用して収集したため、クリアな数値として前年度との比較はできないが、候補者紹介依頼件数に関しては年間の統計として比較できる数字である。候補者紹介依頼件数は前年比110パーセント、5年前から比較すると142パーセントの増加であった。この要因として考えられることは、ブロック単位での受任が始まることについて各ブロック地域連携担当や受任調整担当が地域の自治体や中核、関係機関を訪問し周知したことと、9か月間の実践で地域の候補者を推薦できたことの評価を上げることができる。

（2）本人の意向把握を重視した受任調整

ブロックで受任調整を始めるにあたり「候補者紹介依頼シート」をシステムに組み入れ、依頼元が直接入力できる仕組みを作った。シートには「本人の意向」欄を設け、基本計画にある本人がメリットを感じられる制度利用となるよう工夫した。地域での受任調整は、地域の特性や事情を理解しているブロック担当がかかわることで、事案ごとのニーズ把握ができるようになった。

た。さらに制度利用に限らず、権利擁護の視点での課題把握などを受任調整担当で協議し、地域にフィードバックすることができている。

（3）地域における会員相談の充実と運営を担う会員層の増加

およそ 10 年前からブロック制を敷き地域で会員を支援する体制を整えてきたが、定例会参加者の固定化や運営に参加する会員率の低さが課題であった。組織改正による受任調整や会員相談を実施することにより、会員同士がつながりやすい環境が整った。会員相談ではばあとなあ東京ホームページにブロックごとの窓口フォームを貼り付け、ブロックの会員が相談対応を行うことで顔の見える関係性ができている。お互いが役割を持ちながら会の運営に携わることの必要性を理解し始めている。

5. 考察

2023 年度 4 月から 6 月までは旧体制での候補者紹介だったため、データ取得、集計や分析がしっかりとできていなかった。したがってデータからみる結果は概況といえるが、データの裏に隠れている実践をひも解くと、組織改正の第一段階は順調な第一歩を踏み出したといえる。7 月開始から各ブロック担当者の活動は活発で、ばあとなあ東京 WEB システムを適切に使用し、担当者の割り振りを行い、候補者紹介依頼が上がれば 3 日以内に依頼元にヒアリングを行う。その情報をもとにシステムに追記し受任調整会議を開き、情報を公開する。案件に対する立候補があれば、受任調整ガイドラインに基づき決定し依頼元や会員に通知する。さらには初任者に対しては同行サポートを行い、会員からの様々な相談にも対応する。ブロック活動の根幹をなすの

は会員支援であり、受任調整や会員相談を新たな仕組みの中で実践した社会福祉士ばあとなあ会員の実力を再認識した。

6. 結論

第二期成年後見制度利用促進基本計画では、「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」を目的とし、後見制度ありきではない総合的な権利擁護支援策の充実が明示された。それぞれの地域において権利擁護支援が適切に行われる体制整備が求められており、今後ますます、地域の中核機関等を支える専門職団体として関与していくことが求められている。特に意思決定支援への取り組みは社会福祉士会に強い期待が寄せられており、その要請に応えられる人材育成が急務である。最新の情報を持ち、理念を理解したうえで、その地域、地域にあった、よりふさわしい人材（会員）を様々な地域活動に繋いでいく必要がある。それを実現させるためには従来行っていた一元的に行う会員支援だけでは不十分で、より顔が見える距離のブロックに比重を移行していくこと、地域と全体といった多層的、重層的な仕組みが求められている。そのためにはこれまでの受任者養成、受任者支援といったマイクロレベルの実践から、地域課題へ向き合うメゾレベルの実践を意識すること、そのことが政策提言や制度改正といったマクロレベルの実践につながることを組織として認識して取り組んでいくことが重要である。

2023 年 7 月から開始した権利擁護センターばあとなあ東京における組織改正は、第一歩を確実に踏み出した。今後はより多くの会員が地域に根差し、運営に参画し、地域の権利擁護実践者として活動する専門職団体を目指していきたい。

令和6年能登半島地震支援の実践報告（その1）

被災地の福祉ニーズについての一考察

○東早苗（6606）・熊倉千雅（3862）・長谷川真実（55465）

東京社会福祉士会災害福祉委員会

1. 実践の概要

東京都は、東京都内及び都外での大規模災害時において、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、必要な福祉的支援を行う東京都災害派遣福祉チーム（以下「東京 DWAT」という）を編成し、一般避難所や福祉避難所（以下「避難所」という）、福祉施設に派遣する等により、必要な支援体制を確保することを目的に令和5年1月に実施要綱を作成し、10月に派遣要員の登録研修会を始めたところに、令和6年1月1日に能登半島地震が起こった。

今回初めて派遣となった東京 DWAT が、どのような派遣内容だったのかを紹介する。

そして、今回の能登半島での支援についての実践報告をし、その時に必要な支援が何だったのか、被災者が望む支援ができたのかなどを振り返り、今後起こるかもしれない大規模災害時に被災者に必要な支援ができるように会員に対して情報提供をすることで、災害支援に関心を持っていただくことと支援とは何かについて考える一助としたい。

2. 倫理的配慮

本稿は、公益社団法人日本社会福祉士会が定める研究倫理規定及びガイドラインに基づき、個人の意見などに関しては、特定されないように倫理的配慮を行った。

3. 実践内容

東京 DWAT としての活動

令和6年1月1日能登半島地震が発生し、1月10日に国及び全国社会福祉協議会が運営する災害福祉支援ネットワーク中央センターの依頼で、

東京都社会福祉協議会（以下都社協という）事務局から社会福祉施設等に対する応援職員派遣に関する調査実施の依頼が入った。東京都は、都社協に委託して令和5年10月23日午後に東京 DWAT の登録研修会を実施し、71名が参加したばかりであった。

1月23日に2回目の依頼があり、金沢市内の1.5次避難所や石川県庁内 DWAT 事務局などの派遣依頼があった。当職も応募をしたが、依頼はなく、寒冷地の近県の人をまず優先したいという話を漏れ聞いた。

結局東京 DWAT の派遣は、2月29日から3月29日まで行い、第1クールから第7クールで移動日も含めて6日間、各クール4から6名のチームで編成され、輪島市内の避難所で支援を行った。門前中学校・ふれあい健康センター・諸岡公民館・黒島公民館と規模が大きく、避難者が多い避難所から始まり、徐々に小さな避難所へと移っていった。活動内容としては、避難者の相談受付、巡回相談・避難所内マッピング・支援者会議への出席・避難者の健康管理と日々の活動の報告であった。

宿舎は、富山県高岡市の JR 高岡駅前のビジネスホテルだった。支援者の安全を考慮したものだと思うが、朝5時半に起きて、6時半出発、9時過ぎに避難所に行き16時まで支援をして、また2時間半かけてホテルに帰る日々だった。

4. 考察・結論

令和5年10月に DWAT の登録研修を受講した時には、誰も2か月半後に DWAT で派遣されるとは思っていなかったであろう。災害は、いつどこで起こるのかわからないところが怖い所で

ある。

輪島市からの依頼は、「避難所から仮設住宅などに、被災者の生活の場が変わるフェーズに差し掛かり、孤独死などを防止するため、避難所にいる時から要配慮者を事前に把握し、支援をつなげていけるようにする」ということだった。DWATとして、そのための避難所内のマップを作成し、要配慮者のアセスメントを行い輪島市に情報提供することがミッションとして与えられた。

避難所の運営管理者等から避難者名簿や避難所図面をいただき、要配慮者がどこにいるかわかるように色分けしてマッピングしていった。それらの活動は、門前中学校（170名）などの規模の大きな避難所から黒島公民館（20名）のような小さな避難所へと移行して行われていった。そのため、派遣された時期によって活動の内容は異なり、基本的な報告の仕方などは引き継がれていったが、その時の避難所の福祉ニーズに合わせて臨機応変に活動が変化していった。それぞれのチームメンバーが状況を自分たちで考え、リーダーと何をしたらよいか相談しながら活動をした。4月15日に行われた東京DWATの活動報告会で各クルールのリーダーの発表を聞くときいろいろと工夫をしながらやっていたことがわかった。大きな避難所では、JMAT（医療チーム）やJRAT（リハビリチーム）、JHAT（看護チーム）などの他団体の支援も入っており、そことの連携なども活動の中に入っていたりしたようである。もっとも小さな避難所である第7クルールが支援した黒島公民館では、館長が感染症を恐れて、DWATのメンバーを避難所の中に入れることを拒んだことや、被災者もほとんどの方が日中は自宅の片づけに出払っていたため、支援者もなかなか避難者と接することはできず、マッピングは作成できなかった。

第7クルールのメンバーもいろいろ工夫をして接近しようとしたが、館長の「困っていることはないから」という言葉で壁を作られてしまい、それを短期間では崩すことができなかった。

私たちが支援の押し売りをするために行っているわけではないので、自宅避難をしている方が、支援物資を取りに来た際に話しかけたりして情報を得るようにした。高齢者は、買い物に困っていた。高齢で免許返納したら買い物に行けなくなった方もいた。以前は、買い物バスをスーパーが出していたが、それもなくなってしまったという。親の介護のため能登に戻ってきたが、親も亡くなり、仕事も先細りで将来の生活に不安を感じている方もいた。

この3月末の時点でまだ水道等の復旧もできていないため、片付けなどのボランティアも入れることができない状況だった。避難者の方々は、そんな中でも仕事ができる方は避難所から仕事に行き、そうでない方は、家の片づけをしていた。私たちは、行政からの依頼を受けて活動したが、避難者の方の福祉ニーズと行政の考え方に乖離があったのではないかと推測する。そして、社会福祉士として、与えられたミッションをこなすだけでなく、もっと避難者の声を拾い、行政に届けることを考え、避難者と行政をつなぐ支援ができるように努めなければいけないと感じた。

これらの経験を、発表することで当会会員に災害支援に関心を持っていただき、支援者となる人を増やしたい。そして、当委員会が行う「災害支援活動者養成研修」にも活かせるようにしていきたい。

5. 参考文献

- ・第30回日本社会福祉士会 全国大会・社会福祉士学会 東京大会抄録集
- ・令和6年能登半島地震 東京DWAT活動報告会資料

令和6年能登半島地震支援の実践報告（その2）

被災地の福祉ニーズについての一考察

○加藤明子（21097）・志賀生子（61264）

東京社会福祉士会災害福祉委員会

1. 実践の概要

3月に東京 DWAT が終了した後、石川県内の社会福祉協議会が取り組んでいる「被災者見守り・相談支援等事業」に石川県社会福祉士会（以下石川県士会とする）が協力し、「生活支援相談員」として金沢市内等のみなし仮設住宅（市内のアパートなど）を訪問し、被災者の孤立防止等のための見守り支援や日常生活上の相談を受け、専門相談機関につなげていく活動を行なっている。

令和6年4月16日に、石川県社会福祉士会（以下石川県士会とする）災害対策本部長から関東甲信越・東海北陸・近畿ブロックの社会福祉士会（以下社士会とする）に対し、「被災者見守り・相談支援事業」における「生活支援相談員」の募集通知が出された（その後募集範囲は全国へ拡大）。本取組は石川県からの委託を受け、応援を必要とする石川県社会福祉協議会（以下社協とする）および市町社協へ会員を紹介するものとされ、派遣された社協の下で活動すると示された。当初の活動場所として金沢市社会福祉協議会が挙げられ、1日あたり最大12名とされた。今後他市町へ拡大するとされていたが、内灘町で2日間活動があったほかは、8月時点で他市町社協からの要請はない。

2. 倫理的配慮

本稿は、公益社団法人日本社会福祉士会が定める研究倫理規定及びガイドラインに基づき、個人の意見などに関しては、特定されないように倫理的配慮を行った。

3. 実践内容

(1) 石川県士会からの協力依頼

東京社会福祉士会では、4月26日に会員へのメーリングリスト、ホームページにて本件の周知がなされ、活動の登録が順次行なわれた。近県者以外は、活動は最低3日間連続して入る必要がある。なお、活動者で希望する者には、県士会が用意し無償使用できる相部屋の滞在先が用意されている。

活動日前にはオリエンテーション資料が各人にメールで届き、個々に事前準備を行なった。（その後動画での案内も加わった）東京社会福祉士会メンバーは6月上旬より活動開始している。

(2) 活動内容

活動は、能登で被災され、金沢市内等のみなし仮設住宅に入居している避難者（2159世帯・8月10日発表時）および公営住宅等（164世帯）へ、生活支援相談員が2名1組で訪問するものである。被災前とは大きく異なる環境の中で被災された方が安心して日常生活を営むことができるよう、孤立防止のための見守り支援や日常生活上の相談を行ない、必要な機関へつながるよう報告することが役割である。

初回は世帯状況のアセスメントや実態把握を行うとともに、支援の情報提供を行なった。7月以降は2巡目として緊急度の高い方をスクリーニングし順に訪問している。いずれも訪問後は世帯状況を所定様式に記録（手書き）し、世帯によっては必要なつなぎ先を記録と共に社協職員へ報告する。活動メンバー

と訪問先は、活動日当日にランダムに振り分けられ、同一世帯に複数回訪問することは想定されていない。

4. 考察・結論

訪問先では傾聴に徹しつつも、相談内容によってはその場で情報を提供するなどした。入居にあたって罹災証明を得ている（申請中含む）ことから、支援金については自治体からの情報を得て家族等が申請支援を行なっているケースが圧倒的であった。一方、情報提供だけではだめな事例も散見され、社協に継続的相談へつなぐよう依頼したケースもある。例えば身体障害者手帳所持の方でサービスを利用できていない方は、支援に繋がるよう報告を行なった。福祉ニーズがありながら活用できていない様々な事例などを発掘できたことは、一定の成果と言えるだろう。

みなし仮設住宅等に暮らす被災者は、被災して自宅に留まることが困難となり、地域の一次避難所、さらに石川県総合スポーツセンターの1.5次避難所やホテルでの2次避難所を経て早い方は1月後半から、順次入居されている。いずれも被災による心身のダメージを抱えながら自宅から遠く離れ過ごしているものであり、訪問時には積もる思いを吐き出されるような面談になった事例もいくつか体験した。一方で、金沢市内の親族の近くで過ごせることや、生活は利便性が良く安心しているという前向きな話も聞かれた。いずれも訪問時の一場面である。その点で、「今、ここ」の関わりを大事にしつつも、あくまで「つなぎ役」であることを忘れず、対応することが肝要である。課題と思われたのは、入居者の孤立である。買い物と通院以外外出せず会話の機会がない、というケースは多くあった。金沢市社協が開催している「あつまらんけ〜のと」（金沢福祉用具情報プラザ）

で開催）を情報提供しても、アクセスの悪い地区からは行けないとの声もあった。一方で住まいの地区組織につながることも、一時的な居住者としてはハードルが高い。ただ、中には能登の知人と金沢市内での交流を楽しむ例や、地元住民と交流している例もあり、被災者と一括りにせず、個別の課題だけでなくレジリエンスにも着目した関わりが必要であるとも感じた。

今回の支援では、全国から社会福祉士が参集しており、訪問時、復興が遅いと感じている方たちに、応援者が全国から来ていると伝える事で、「忘れられてはいない。孤独ではない。」と思っただけた事が、一回目の訪問の方に多かった。不在2回で、3度目で漸くお会いできた方は、不在表を通じて支援の存在を知る。そんな小さな事が次につながって行くのだ。応援者の私たちがつなぐバトンが、石川県の皆さんに届き、金沢社協へとつながっていくそんな感じがしている。

また、支援者が同一職種であるため、役割認識等が共有しやすく、初対面同士でもスムーズに訪問活動ができた。活動時間以外には双方の日常業務の情報交換をするような機会もあった。ソーシャルワークの価値・知識・技術が共有されていると思えた。ぜひ多くの社会福祉士の方に活動していただき、東京が被災した時の支援のありかたや、他地域から支援を受ける受援について災害福祉委員会と一緒に考えていただけると幸いである。

5. 参考資料

・石川県社会福祉士会災害支援特別セミナー（令和6年8月10日開催）報告資料

刑事司法ソーシャルワーク活動の変遷

弁護士会との連携 10 年

小林 良子 (19607)、忠澤 智巳 (135049)、久保田邦子 (38859)、今橋 泰子 (55087)
○渡邊有貴 (47606)

1. はじめに

東京社会福祉士会司法福祉委員会では、2013（平成 25）年に東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会の弁護士から、福祉的視点から「更生支援計画書」を作って欲しいという相談があり、「更生支援計画」という言葉も分からず連携を始めた。

社会福祉士は刑事司法に関する知識は少なく、刑事司法の基本から学ぶことになるため、弁護士会にご協力いただき、2日間で更生支援計画書を作ることまでの専門研修を行い学んでいる。実際、被疑者・被告人への支援は、普段の場合とは異なり、警察や拘置所でアクリル板越しの面会で、時間制限もある、そして何より、被疑者であれば長くても 20 日以内、起訴されて被告人となっても裁判までと期間も限られているという特殊なものである。ご家族やそれまでの支援者から話を伺い、犯罪に至ったアセスメントを行い、釈放後の生活の基盤作りをするという、平素のソーシャルワークとはたいへん異なるものであった。

当時は、司法と福祉の連携が言われるようになり、矯正施設に福祉的支援が必要な人々がいることが広く知られるようになり、矯正施設から出所の際に福祉に繋ぐ「地域生活定着支援事業」が 2009（平成 21）年に始まり、矯正施設や更生保護施設に社会福祉士が置かれ、いわゆる出口支援が定着してきたところであった。出口支援、いわゆる矯正施設からの出口での対応の前に、入口、つまり被疑者・被告人段階で対応できないだろうかと考え始めたところで、被疑者・被告人の弁護を

する弁護士会が、社会福祉士に連携の申し入れをしてきた。福祉的ニーズがあるにもかかわらず、支援がなく生きづらさを抱えていることが犯罪に繋がっているのではないかということである。

翌 2014（平成 26）年 6 月に、東京社会福祉士会理事会において「社会福祉士の刑事司法への関与に関する事業」実施要綱が制定され、司法福祉委員会が事務を行う形で事業が始まった。

社会福祉士会側は、刑事司法と更生支援計画書について学んだ社会福祉士を養成、登録を行い、弁護士会からの依頼に応じて、登録者から推薦する形となっている。

2. 活動の成果

司法福祉委員会では日本社会福祉弘済会から助成金をいただき、刑事司法ソーシャルワークについて 2017 年、2019 年、2023 年の 3 回の実践研究を行っている。2017 年の研究で挙げられた課題が 2023 年の報告ではほとんどが解消されていた。この 10 年で更生支援計画書の有効性が知られるようになったためである。弁護士会からの依頼件数は 500 件を超えている。

(1)「更生支援計画書を矯正・保護につなぐ方法の研究」；当初より、更生支援計画書が裁判の資料としてだけのものではなく、実刑になった際には出所時まで続いて利用できるものでありたいと考え、法務省矯正課に相談をしていたが、ご理解いただくことはできなかった。平成 30 年、法務省では東京地方裁

判所で行われた裁判の判決後に、矯正施設・保護観察所に更生支援計画書が送られるようになり、その後、大阪地方裁判所の案件でも行われるようになった。さらにその後、法務省内で、更生支援計画書が有効であることが認められ、令和5年度より全国的に利用が進められることになった。

(2) 福祉職への対価のあり方(報酬)：東京の各三弁護士会基金からの支出で交通費込み5万円の頭打ちでスタートした。更生支援計画や実際の活動によって、各々の弁護士会で検討され、5万円を上回る報酬が出たこともあったが、対価の見直しは延ばされてきた。しかし、令和5年、日本弁護士連合会で福祉的支援の重要性が認識され、日本弁護士連合会から報酬が出されることになった。東京の三弁護士会では今までの各会独自の予算に加えられることになっている。現在は判決まで、判決後1年間の支援も対象となるようになってきている。

(3) 「判決後支援をするために必要な物の研究」：東京社会福祉士会のロゴ入り名刺の作成を検討した。基本的に警察や拘置所で接見の際に、社会福祉士等は一般面会となり、ワーカー自身の個人住所を記入していた。業務としての立場がなかったためである。現在で

は、写真入りで東京社会福祉士会発行の身分証明書を作り、刑事司法ソーシャルワーカーとして登録したものは携帯することになっている。この身分証明書を提示することにより、警察や拘置所の受付で住所を記入する際には、自宅の住所ではなく東京社会福祉士会の住所を記入することができるようになった。さらに社会福祉士、精神保健福祉士であること、弁護士からの依頼を受けていることで、面会も特別枠となり、先に家族など他の面会者がいても面会ができる、1日に複数人面会できることになり、時間も40分は確保できるようになった。

(4) 「協定書」：今年度、10年目にしてようやく、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、東京社会福祉士会、東京精神保健福祉士協会の5者が協定書を交わした。

3. 今後への課題

2013年に弁護士会からお話を聞いてから10年。福祉職が弁護士と連携をして活動をする条件が整ってきている。これからは福祉職の技能の向上と出所後も含めた判決後の支援体制作りが求められる。

グループスーパービジョンの展開と可能性

～グループスーパービジョンの実践を踏まえて～

東早苗 (05657)¹⁾、岡野信親 (36158)²⁾、濱住玲子 (51917)³⁾、○竹沢美恵子 (10503)⁴⁾ ○高野聖子 (27357)⁵⁾

所属 ほっとライフサポート¹⁾、府中市地域包括支援センターみなみ町²⁾、社会福祉士事務所ふれんず³⁾、瑞穂町西部高齢者支援センター⁴⁾、ソフィアメディケアプラン緑が丘⁵⁾

キーワード：優しさ、支持的、暖かい気持ち、情緒的サポート、エール

I. 研究背景 社会の変化に伴う福祉ニーズの変化や複雑化する課題に対応できるように、社会福祉士は専門知識や技術の向上を求められている。資質向上のためにグループスーパービジョン（以下 GSV）を活用したいと考えた。よき GSV のスーパーバイザー（以下バイザー）であるためには、まず、よき GSV をスーパーバイザー（以下バイザー）として受ける体験をすることが肝要である。優れたバイザーを得て、有志による GSV を設定した。

II. 研究目的 職場や職能団体の実践の場で GSV をできる力量をつける。

III. 研究方法 この GSV では、野村豊子先生（日本福祉大学 客員教授、スーパービジョン研究センター リサーチフェロー）をバイザーに迎え、5 名のバイザーが参加した。契約に基づき、R5.8.22～R6.9.4 の間に、調布及び渋谷の貸会議室にて対面で説明会 1 回、GSV8 回（1 セッション 90 分、各回 2 名が事例を提供）を行った。前半 4 回と後半 4 回の間にズームでバイザーから講義を 2 回受けた。

IV. 倫理的配慮 事例の利用においては、個人情報保護の観点のもと、「公益社団法人日本社会福祉士会正会員及び正会員に所属する社会福祉士が実践研究等において事例を取り扱う際のガイドライン」を遵守した。研究大会への発表については、当 GSV 内で確認し、抄録内容についても了承を得ている。

V. 結論 この GSV のメンバーは、包括、居宅介護支援事業所、独立型社会福祉士の相談員からなる。GSV を通して、組織内で行うスーパービジョン（以下 SV）の課題、包括が居宅介護支援事業所のケアマネジャーを対象として行う組織外の SV のあり方、職能団体としての GSV のあり方を学んだ。さらに、他のメンバーの実践を追体験することで地域共生社会での課題解決能力の向上に資することがわかった。

認定社会福祉士制度上の SV は、福祉の実践現場にいる社会福祉士への会員支援である。会員支援のその先はクライアントへの最善の支援につながっている。

VI. 考察 SV は、バイザーとバイザーの協働作業であり、ともに成長する場である。従って、バイザーが自ら変わりたい成長したいと強く想い、SV を意識して臨むことが必要である。そのために、バイザーとバイザーによる契約・合意から SV は始まる。

GSV の全体像は、次のような流れになった。一人のバイザーと 5 人程度のバイザーで構成され対面で行われる。福祉の実践現場にいる事例提供者の報告を聞いて、複数の他のバイザーは、それぞれに事例提供者が課題だと思っている事柄等を自分だったらと引き寄せて、自身がわかったことや、思ったこと質問などを事例提供者に返すという作業を、メンバーで繰り返す。関係性は複数の細い直線が交錯

する状況といえる。その間に、バイザーから、内容を深めるための助言や質問が入り、グループは解放されたり、引き締まったりしていく。それは、事例提供者の自己覚知を促し、次へのアクションプランへとつながる。また、事例提供者は、複数のメンバーからエールを受け取ることになる。そして、できそうだと思うことを実行に生かすことが可能となる。

【バイザーからの感想】

◇個人SVが一人の目で見守るところを、GSVは、メンバーの数だけ多くの目で多角的に見守ってくれているという実感があった。バイザーはもとより、バイジー達も必死でプラスになる言葉を見つけ出して背中を押してくれる。その優しさが、困難に向かっていくエネルギーと変化して行くのではないか。みんなが応援してくれていると思える環境の中で、成長させていただいたとこの1年を振り返って思った次第である。

◇ミクロの活動では、成年後見人として個人の権利擁護を考え、メゾ（組織）としては、委員会の委員長であり、メゾ（地域）では、自治会の防災担当として防災訓練を実施し、また、東京DWATのメンバーとして、能登半島地震の支援にもいった。マクロの部分でも活動している自分に気づき、自身がソーシャルアクションを起こせる立場にいることに気が付いた。一つひとつの活動に意味があることに気が付いた。

◇バイザーが他のバイジーとやり取りする場面を観察し、さらに、メンバーのSV後の「振り返りシート」を共有することで、GSVの構造やバイザーの関り方が理解できた。

バイザーとバイジーがロールプレイで事例を再現する様子を見た時には、相手の心に届く言葉というのは支持的な関りが大切であることを改めて知った。また、バイザーがバイ

ジーに直面化について伝える様子を見て、自分にとっての直面化が何をすることなのかが見えてきた。

◇バイジーは皆、職能団体や職場においてリーダーシップを発揮する必要があると感じてこのGSVに臨んだ。本GSVでは、バイザーがグループリーダーとして、グループメンバーであるバイジーの自己尊厳を高め、バイジーが自分自身や他のバイザーのために発言するようエンパワーしている。すべてのバイジーの経験や意見を価値あるものとして扱った。

◇直感は何かが間違っていることを伝える。

「なにかひっかかるんだよね」から紐解く。

◇SVで生じるバイジーの感情に積極的に応答することが大切である。感情をコミュニケーションの一形態として認識し、バイジーの感情を回復するために情緒的サポートが有効であることをバイザーの関わり方から学んだ。

◇今回のGSVで複数の後押しが心強く、チームの力を感じた。メンバーで作る空間と空気や温度を共有し温かい気持ちになる。これは個人SVでは味わうことはできない魅力だ。

【課題】GSVは個人スーパービジョンよりずっと難しい。バイザーの絶妙なタイミングでの介入、バイジーから引き出す力、バイジーを認める力を目の当たりにして、やはり、GSVはバイザーの力量によるところが大きいと思った。しばらくは、個人SVのバイザーとしての経験を積み、GSVにおいても問題解決サイクルを回せる力をつける必要がある。

【参考文献】

◇『グループスーパービジョン入門研修 2018』公益社団法人 日本社会福祉士会 認定社会福祉士認証・認定機構

◇ジェーン・ワナコット著 野村豊子ほか訳 『スーパービジョントレーニング 一人対人援助専門職の専門性の向上と成長を支援する』学文社 2020年